

地域での文化活動を推進するための
「学校施設開放の方針」について

2021年1月

はじめに

文化庁委託「地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた調査研究」では、文化部活動の地域移行を検討するに当たり、地域に向けた体制構築や環境整備について、事例調査の上、検討を行った。その結果、文化活動の活動場所を持続的に確保することが、非常に重要であるとの課題が挙げられた。

各地域において、文化部活動に加えて文化活動が活発になることにより、その活動場所として今後、多くの団体が学校施設の利用を希望することが想定される。地域によっては関係法令に基づき、すでに学校施設開放の方針を策定し、地域住民への学校施設開放が進められているが、本事業では学校の負担軽減と、地域における文化活動での利用促進の観点から、学校施設開放の在り方を検討した。その上で、学校施設の開放に当たり、留意すべき事項について議論し、学校施設開放の方針（例）を取りまとめた。

学校の設置者には、学校施設開放の方針（例）を活用し、「設置する学校に係る学校施設開放の方針」を策定し、更に学校単位で方針を定めていただきたい。学校施設開放が地域や学校の実態に応じて、多様な形で最適に実施され、学校施設開放が地域での文化活動の一つの基盤として持続可能に発展していくことを期待する。

1. 学校施設開放の方針を検討するに当たり留意すべき事項

1.1 学校施設開放事業の定義

文化やスポーツに親しむことを目的に、地域で活動を行う団体に対して学校施設を開放することを、学校施設開放事業と定義する。現在、地域によっては、学校施設開放の利用目的をスポーツ活動に限定しているが、文化活動においても利用が認められるよう、文化及びスポーツ活動の双方に広く開放することが重要である。

1.2 地域での文化活動を推進のための学校施設開放事業の基本的な考え方

学校施設開放事業では、以下の3つの観点が重要であると考えられる。

- 安全管理をしつつ、より多くの学校施設を地域に開放する。
- 学校教育での利用に支障がない開放の方策を検討し、各関係者の理解向上を図るよう努める。
- 運営体制は、既存の組織体制を柔軟に活用し、学校の教員の負担を減らすよう体制を整える。

これらを基本方針とし、学校施設開放事業の検討・実施に努めることが望ましい。

1.3 運営体制

学校が中心となり、学校施設開放事業の運営を行うことは、学校への負担が大きい。そのため、例えば各学校単位で学校、利用団体、教育委員会等の担当部局、地域住民団体等の代表から構成される運営委員会を組織することが、一つの運営体制の案として考えられる。運営委員会において、関係団体間での情報共有や調整の場を確保し、各関係者の理解向上を図りながら、事業を継続的に発展させることが望ましい。なお、学校の負担軽減の観点から、運営委員会の業務は学校の業務として位置づけるべきではない。また、学校関係者以外の者を運営委員長に任命し、承認権限を与えたり、主たる事務業務を任せたりすることも考えられる。運営委員長は交代制で担当することも検討され得る。

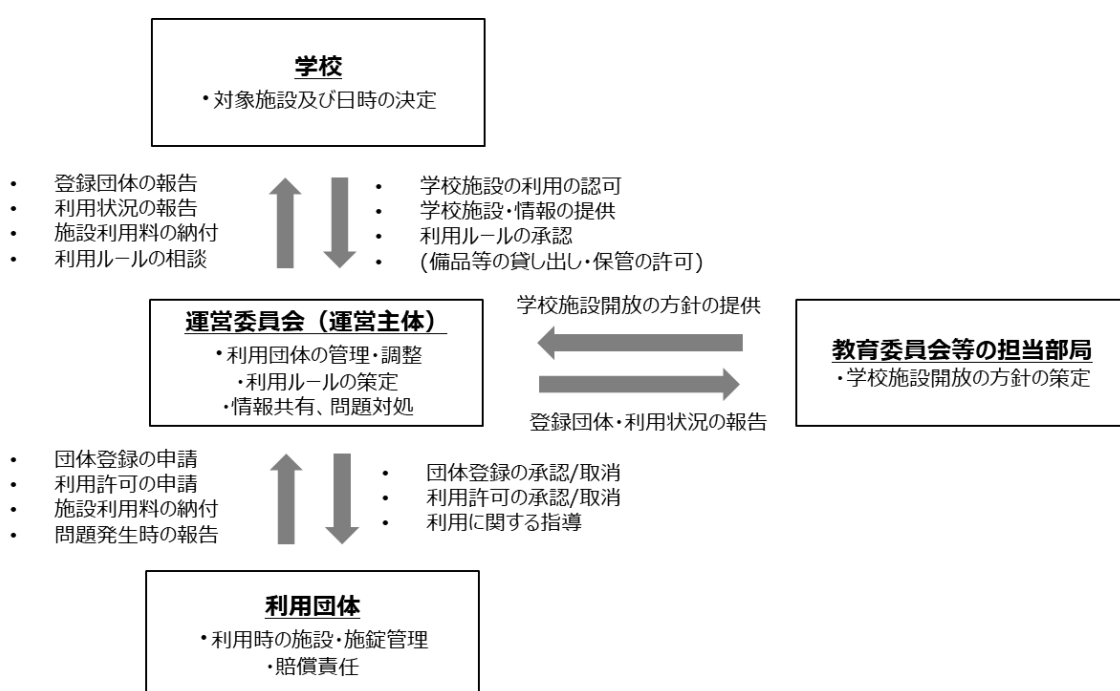


図1 学校施設開放事業の運営体制イメージ

1.4 運営上のルール

1.4.1 利用者の設定

当該地域の子供が文化やスポーツに親しむことを目的として、定期的な活動を行う団体が利用者となる。営利を目的とした活動には、学校施設の利用を認めるべきではないと考えられる。一方、文化活動の提供主体によっては、民間企業による利用を妨げるものではない。運営委員会にて団体登録の条件を定め、適切な管理及び調整が行われることが望ましい。

また、より多くの希望者が円滑に利用できるようにするため、運営委員会への団体登録は、1団体につき1校とし、より多くの団体に利用機会を提供するとともに拠点化を進めるべきである。なお、複数校による合同部活動や拠点校方式による部活動、学校と密接に連携した

団体による活動等においては、本事業による利用ではなく従来の部活動等による利用として位置づけることも考えられる。

1.4.2 対象施設及び日時の設定

学校施設の開放に供する対象施設は、体育施設、多目的教室、特別教室、普通教室並びにホール、ラウンジ等である。これらより学校長が教育委員会と協議の上、指定することで、各学校の実状にあった施設開放を進めることができると考えられる。特別教室や普通教室の開放は、体育施設と比較して容易ではないが、特に文化活動を推進するためには、これらを開放することにより、活動場所の確保がしやすくなる。そのため、子供の安全管理、私物や備品等の管理、また施設管理者である学校の負担に留意しながら、多様な施設の開放を進めることが望ましい。

また、対象となる文化活動で学校施設を利用できる時間帯は、各学校の部活動等の実状に合わせ、平日の放課後以降や休日等となる。従来の部活動及び文化活動、そしてその他の地域の団体それぞれが適切な活動場所及び活動時間を確保するためには、文化活動においても従来の部活動と同様に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に沿った活動時間を設定することが有効である。

1.4.3 用具及び備品の利用・管理

利用者が活動に用いる用具及び備品は、原則として利用者自身が用意する。ただし、文化活動では楽器等の利用が想定され、学校用具や備品の利用許可により、活動の幅が広がる可能性がある。もしも、利用者が学校備品の利用を希望する場合は、学校長が利用許可を判断する。学校備品を利用する際は、あらかじめ利用者と学校の双方で備品等の種類、状態、保管場所や破損・故障時の責任の所在及び連絡方法を確認しておくことが重要である。

備品等の保管について、利用者は所有する備品を学校には保管せず、各自持ち帰ることを原則とする。ただし大型楽器等の運搬や保管場所の確保が困難であるものについては、学校での保管を希望する場合も想定される。学校で保管する場合には、学校長の許可を受け、学校教育に支障がないように留意し、学校備品との混同を避ける処置を行う等、注意が必要である。

1.4.4 施設利用料の設定

適切な受益者負担による継続的な事業運営のため、利用者が光熱費及び事業運営費等の間接経費の相当額となる施設利用料を負担することが適切である。教育委員会等の担当部局、又は運営委員会が適正な施設利用料を設定し、徴収及び納付等の会計事務を執り行うことが望ましい。

1.4.5 利用時の施設管理、安全管理

利用時には利用者のうちに責任者を定め、責任者が学校施設の安全な利用の確保に努める。運営委員会は利用者に対して緊急時の体制、非常口や AED 設置場所を通知し、緊急時の対処方法に関するマニュアル整備やマニュアルに基づく利用者への指導、リスクマネジメント研修の実施等、学校長の指示のもと安全管理上の対策を講じる必要がある。また、施設の施錠管理は、運営委員会が学校と協議の上施錠管理方法を定め、利用者への指導を行う。施錠管理に当たっては、学校の負担を考慮することが求められる。

施設の破損や事故は利用者が責任を持ち、生じた損害を賠償する必要がある。また、利用者本人だけでなく、施設や第三者にも損害が発生する可能性がある。そのため、損害賠償に対応できるよう、全ての利用者に対して傷害保険及び賠償責任保険への加入を義務付けるべきである。

なお、破損や事故の発生時には責任者が速やかに学校及び運営委員会に報告し、運営委員会において関係者への情報共有並びに再発防止に努める必要がある。

2. 学校施設開放の方針（例）

（趣旨）

第1条 本方針は、当該地域における生涯学習の振興を図るため、学校施設及び設備を学校教育に支障のない範囲で、継続的な市民の利用に与すること（学校施設開放事業）に関して必要な事項を定めるものとする。

（運営体制）

第2条 学校施設開放事業の運営は、学校毎に設けられる運営委員会が主体となって実施する。

2 運営委員会、学校、教育委員会等の担当部局が連携し、学校施設開放事業を推進するものとする。

（運営委員会の業務）

第3条 運営委員会は、次の業務を行うものとする。

- (1) 利用を希望する団体を登録・変更・抹消し、団体からの利用申請を取りまとめる。
- (2) 学校へ登録団体及び利用状況を報告する。
- (3) 利用者間の公平な利用調整を行う。
- (4) 課題の解決、ルール・マナーの確認、情報交換等に努める。
- (5) 教育委員会等の担当部局との連絡調整を行う。
- (6) 登録団体に対して必要な指導、助言を行う。
- (7) その他、運営主体として必要な事項を行う。

（運営委員会の構成）

第4条 運営委員会は、必要に応じ、次の団体等の関係者若干名の委員をもって構成する。

- (1) 教育委員会等の担当部局
- (2) 学校
- (3) 利用者
- (4) PTA
- (5) 地域団体（青少年団体、青少年指導員、自治会・町内会等）

（学校の業務）

第5条 学校は学校施設の管理者として、次の業務を行うものとする。

- (1) 対象施設及び日時を指定する。
- (2) 運営委員会による利用調整に基づき、学校施設の利用を認可する。
- (3) 開放施設、日時、利用上のルール及び利用不可日等の情報を提供する。
- (4) 運営委員会との連絡及び運営委員会の状況を把握する。
- (5) その他、施設管理者として必要な事項を行う。

(利用者)

第6条 利用者は、運営委員会に登録する団体（登録団体）に所属する者とする。

2 運営委員会への登録は、以下の条件を満たした団体に限る。

- (1) 学区内に居住又は通勤・通学するもので主に組織され、活動に十分な人員を有する。
- (2) スポーツ又は文化に親しむことを目的とした定期的、継続的な活動を行う。
- (3) 20歳以上かつ学区内に居住又は通勤・通学する代表者を有する。

3 運営委員会への登録は、1団体につき1校までとする。

4 新規登録する団体は、運営委員会の認定を受けなければならない。運営委員会は新規に認定した団体を学校及び教育委員会等の担当部局に報告する。

(利用の許可)

第7条 利用を希望する登録団体は、運営委員会に利用を申請し、許可を受ける。運営委員会は、利用調整の結果を学校に報告する。

(利用許可の取消)

第8条 運営委員会は、以下に該当する登録団体に対して利用許可の取消又は団体登録の抹消を行う。利用許可の取消又は団体登録の抹消を行った場合、学校及び教育委員会等の担当部局に報告する。

- (1) 法令に違反し、又は違反する恐れのある活動
- (2) 暴力・脅迫・わいせつ等、公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められる活動
- (3) 政治、宗教又は営利を目的とする活動
- (4) その他施設の管理上支障があると認められる活動

(対象施設及び日時)

第9条 学校施設の開放に供する対象施設は、学校の体育施設、多目的教室、特別教室、普通教室並びにホール、ラウンジ等とする。

2 対象施設及び日時は、学校長が教育委員会等の担当部局と協議した上で、学校毎に定めるものとする。

(用具及び備品の利用)

第10条 原則、活動に必要な用具及び備品は利用者が用意するものとする。

2 学校備品等は、学校教育に支障のない範囲で、学校長が許可した場合のみ利用可能とする。

3 原則、利用者が所有する備品は、学校に保管してはならない。やむを得ず学校内に保管する場合は、学校長の許可を得る。

(費用負担)

第 11 条 利用者は、電気料金等の利用実費相当額を負担しなければならない。利用実費相当額は施設利用料として別途定める。

(施設管理)

第 12 条 利用者は、施設の利用を終了又は利用の中止を命ぜられたときは、速やかに現状の回復及び清掃を行う。

2 利用時に責任者を設け、責任者は施設の破損時には直ちに運営委員会及び学校へ報告し、その指示に従うとともに、速やかに復旧する。

(施設管理)

第 13 条 利用者は、運営委員会が定めた施設管理方法を遵守しなければならない。運営委員会から指導されたときは、速やかに指示に従う。

(安全管理)

第 14 条 利用時に生じた事故には、利用者の責任で対応する。責任者は、速やかに運営委員会及び学校へ事故を報告する。

2 全ての利用者は、傷害保険及び賠償責任保険に加入する。

3 利用者は、運営委員会で別途定める避難ルールや安全管理に係る規則等を遵守しなければならない。

(賠償責任)

第 15 条 責任者は学校施設の安全な利用を確保し、利用時に必要な施設管理を行う。

2 利用時に施設や第三者に損害を与えたときは、利用者がこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第 16 条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に利用しない。
- (2) 利用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らない。
- (3) 利用の権利を他人に譲渡し又は転貸しない。
- (4) 申請に当たっては、適切な範囲及び頻度にて申請する。
- (5) 近隣住民に迷惑をかける恐れのある行為をしない。
- (6) その他、運営委員会や学校が別途定める規則等を厳守する。

以上